

沖縄県高等学校等奨学のための給付金支給要綱

平成 26 年 7 月 1 日制定
平成 27 年 6 月 1 日改正
平成 28 年 6 月 1 日改正
平成 29 年 6 月 1 日改正
平成 30 年 6 月 1 日改正
令和元年 6 月 3 日改正
令和 2 年 5 月 14 日改正
令和 2 年 6 月 25 日改正
令和 3 年 2 月 10 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正
令和 5 年 4 月 3 日改正
令和 6 年 1 月 22 日改正
令和 6 年 2 月 27 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正
令和 7 年 5 月 22 日改正
令和 8 年 5 月 22 日改正

(趣旨)

第 1 条 知事は、高等学校等に在学する低中所得世帯の高校生等に対して、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、沖縄県高等学校等奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）（以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）、高等学校等就学支援金（新制度）で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校及び高等学校等の専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。）（以下「専攻科」という。）をいう。

- (2) 「高校生等」とは次の一に該当する者をいう。

ア 新制度に係る生徒等

（ア）法第 3 条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者。
ただし、法第 5 条第 1 項に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校

の高等部である者を除く。

※高等学校等就学支援金（新制度）の対象者

（イ）高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象となる者

※学び直し支援（新制度）の対象者

（ウ）高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の支給対象となる者

※専攻科支援（新制度）の対象者

イ 旧制度に係る生徒等

（ア）高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 8 号。以下「令和 8 年改正法」という。）附則第 2 条第 2 項に規定する経過措置の対象者

※令和 8 年 3 月 31 日以前から高等学校等（高等学校等就学支援金（新制度）の対象校種）に在学する高等学校等就学支援金（旧制度）の対象者

（イ）高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 8 年文部科学省令第 18 号）附則第 2 項に規定する経過措置の対象者

※令和 8 年 3 月 31 日以前から高等学校等就学支援金（旧制度）であれば対象となる高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む。）に在学する高等学校等就学支援金（旧制度）の対象者

（ウ）令和 8 年改正法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条に規定する者（（ア）又は（イ）に該当する者、法第 3 条に規定する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 4 の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）

※令和 8 年 4 月 1 日以降に入学する高校生等・新修学支援の対象者（高等学校等就学支援金（旧制度）であれば対象となりうる者（在留資格が留学である者を除く。））

（エ）高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第 3 条第 1 項各号の全てに該当する者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項第 3 号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表 1 の区分 2 若しくは区分 3 に規定する者又は国の設置する高等学校等の高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第

3条第1項各号の全てに該当する者であって別表1の区分2若しくは区分3に規定する者

※学び直し支援（旧制度）の対象者

（オ）高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）
交付要綱別表2（旧制度）に規定する者

※専攻科支援（旧制度）の対象者

(3) 「生活保護受給世帯」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯をいう。

(4) 「所得割非課税世帯」とは、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯をいう。

※実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなるため、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となる場合は非課税となる。したがって、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても非課税とする。

(5) 「認定基準日」とは、当該年度の7月1日（7月2日以降に入学することが高等学校等の学則等に定められている場合は11月1日、11月2日以降に入学することが高等学校等の学則等に定められている場合は2月1日）とする。ただし、別表1の世帯区分6及び別表2の世帯区分6に限り、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日とする。

（支給対象者）

第3条 給付金の支給対象者は、認定基準日において、別表1及び別表2に定める区分に属し、かつ、次の各号すべてに該当する高校生等の保護者等とする。

(1) 保護者等が沖縄県内に住所を有する者

(2) 生活保護受給世帯、所得割非課税世帯又は保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計等が182,500円未満の世帯の者
※高等学校等就学支援金（新制度）等の対象とならない高校生等については、生活保護受給世帯又は所得割非課税世帯のみ対象とする。

2 「保護者等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者であり、次のとおりとする。

- (1) 高校生等に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、以下のアからエを除く。）がいる場合は当該保護者とする。
 - ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 2 第 1 項、第 33 条の 8 第 2 項又は第 47 条第 2 項の規定により親権を行う児童相談所長
 - イ 児童福祉法第 47 条第 1 項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 857 条の 2 第 2 項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - エ ア～ウに掲げる者のほか、生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者
 - (2) 高校生等に保護者がいない場合、当該高校生等（当該高校生等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。
 - (3) 在学中に高校生等が成人を迎えた場合については、家族構成等に変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、当該高校生等が在学中の間は、保護者であった者を「他の者」（主たる生計維持者）とすることとし、保護者が 2 名の場合は「他の者」も 2 名として取扱うこととする。
 - (4) 第 2 項第 1 号エに規定する経費負担困難者に関し、共同親権であるため親権者は 2 名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難であると保護者等からの申し出について判断が難しい場合は、沖縄県まで問い合わせることとする。
- 3 第 1 項の規定に関わらず、認定基準日において、専攻科に在籍する生徒等の保護者等のうち、次の各号に該当する世帯も対象とする。
- (1) 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計等が 105,500 円未満の世帯
 - (2) 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計等が 105,500 円以上 264,500 円未満かつ扶養される子が 3 人以上の世帯
- 4 第 1 項の規定に関わらず、次の各号に該当する高校生等の保護者等は、その高校生等に係る給付金の支給を受けることができない。
- (1) 高等学校等を卒業し、又は修了した者（専攻科に在学している者を除く。）
 - (2) 平成 26 年 4 月 1 日前から引き続き高等学校等に在学する者
 - (3) 認定基準日現在休学している者。ただし、病気その他やむを得ない理由

により休学し、休学の期間が短期間である場合はこの限りではない。

- (4) 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている者
 - (5) 履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等に在学する者のうち、認定基準日において、当該年度に履修する単位の登録を行っていない者
- 5 第1項及び第3項の規定に関わらず、次の一に該当する場合は、給付金の支給を受けることができない。
- (1) 当該年度において、他の都道府県又は都道府県教育委員会から、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月文部科学大臣決定）又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月文部科学大臣決定）に定められた給付金の支給等を受けている場合
 - (2) 第4条第2項及び第3項に定める支給回数の上限を超える者
 - (3) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の確認ができない場合
 - (4) 第7条第1項の規定により支給決定を取り消され、同条第2項の規定による返還の確認ができない場合

（給付金の支給額等）

第4条 給付金の支給額及び支給対象経費は、別表1及び別表2に定めるところによる。

- 2 別表1の世帯区分1から5及び別表2の世帯区分1から5に係る給付金の支給は、1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）、高等学校専攻科に通う生徒は通算2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者は、追加で1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）支給を受けることができる。
- 3 別表1の世帯区分6及び別表2の世帯区分6に係る給付金の支給は、当該災害等につき1回に限り、別表1の世帯区分2～5及び別表2の世帯区分2～5の支給額に加算することができる。
- 4 第2条第1項第2号イに定める旧制度に係る生徒等の世帯への支給額及び支給対象経費は、高等学校修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和8年6月11日一部改正）又は高等学校修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて（令和

8年5月14日一部改正)に定めるところによるものとする。

(申請手続き)

第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年知事が定める期日までに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 高校生等奨学のための給付金受給申請書(様式1)
 - (2) 債権・債務者登録申出書
 - (3) 振込口座の写し(銀行名、支店名、フリガナ及び口座番号がわかるもの)
 - (4) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 別表1の世帯区分1及び別表2の世帯区分1に係る高校生等の申請者は、前項第4号の書類に替えて、当該世帯の認定基準日における生活保護法の規定による高校生等生徒本人に係る生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)等を提出しなければならない。
- 3 別表1の世帯区分6及び別表2の世帯区分6に係る高校生等の申請者は、第1項の書類の他に、着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損したことが分かる書類(罹災証明書等)、及び再度、制服の購入が必要であることが分かる書類(様式4)を提出しなければならない。ただし、給付金が支給される年度において第1項、第3項及び第6項に規定する書類を既に提出していた場合は、これを省略することができる。
- 4 第1項第4号の書類は、高校生等が沖縄県内の高等学校等に在学し、法第4条に基づく高等学校等就学支援金の申請等で提出している当該年度の関係書類を利用することについて同意している場合は、これを省略することができる。
- 5 高校生等が沖縄県外の高等学校等に在学している場合は、第1項から第4項までの書類の他に、高等学校等在学証明書(様式5)を提出しなければならない。
- 6 高校生等が専攻科に在籍している場合は、第1項から第4項までの書類の他に、個人対象要件証明書(様式7)を提出しなければならない。

(支給の決定)

第6条 知事は、申請者から前条に定める書類の提出があったときは、その内容を審査の上、支給又は不支給について決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(支給決定の取消し)

第7条 知事は、第6条の規定による支給の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支給の決定を取り消すものとする。

- (1) 給付金の支給を辞退したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき
- (3) 給付金の支給の目的に反して給付金を使用したとき

2 前項の規定により支給の決定を取り消された者は、既に給付金が支給されているときは、支給された給付金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 前項の規定により給付金を返還する者は、給付金が支給された日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(給付金の代理受領等)

第8条 給付金の支給の決定を受ける保護者等は、高校生等が在学する高等学校等の長が保護者等に代わって給付金の一部又は全部を受領し、当該保護者等が授業料以外に負担する教育費に充てること（以下「給付金の代理受領等」という。）を、委任状（様式6）により当該高等学校等の長に委任することができる。

(新入生に対する一部給付の早期化（前倒し給付）について)

第9条 第3条に関わらず、新入生に対しては、申請日の属する年度の前年度の課税証明書等に基づき、4月～6月に相当する額を給付することができる。（別表1の世帯区分6及び別表2の世帯区分6に係る支給額を除く。）

2 前項により給付を受けた者の7月～翌年3月分にかかる給付については、当該年度の課税証明書等に基づき判定した給付額（年額）から4月～6月分相当額を差し引いた額とする。

(家計急変世帯への支援について)

第10条 家計急変による経済的理由から、所得割非課税世帯又は保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計等が182,500円未満の世帯（専攻科に在籍する生徒等の保護者等については、所得割非課税世帯又は第3条第3項の各号に該当する世帯）に相当すると認められる者について支給対象とする。

(提出先)

第11条 申請者は、この要綱に基づき知事に書類を提出する場合には、高校

生等が在学する高等学校等に提出するものとする。ただし、第5条第6項の規定による申請者は、国公立の高等学校等に在学する場合には沖縄県教育庁教育支援課、私立の高等学校等に在学する場合は沖縄県総務部総務私学課に提出するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、私立の高等学校等に在学する場合で、電子にて申請を行う場合には、前項の書類を沖縄県総務部総務私学課に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成28年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行し、平成29年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月3日から施行し、平成31年度予算（令和元年度）予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月14日から施行し、令和2年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月25日から施行し、令和2年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月10日から施行し、令和2年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月22日から施行し、令和5年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月27日から施行し、令和5年度予算から適用する。ただし、別表1の世帯区分4の加算に係る規定は、令和6年1月1日以降に発生した災害等による加算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度予算から適用する。

別表 1 (国公立の高校生等)

世帯区分	支給額		支給対象経費
1 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等	高等学校等に通う高校生等 1 人当たり	32,300円	授業料以外の教育に必要な経費
2 所得割非課税世帯に扶養されている高校生等 (1 の場合は除く)	全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり	143,700円	
	通信制の高等学校等及び専攻科に通う高校生等 1 人当たり	50,500円	
3 所得割額*が 105,500円未満の世帯 (2 の場合は除く)	全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり	47,900円	
	通信制の高等学校等及び専攻科に通う高校生等 1 人当たり	16,830円	
4 所得割額*が 105,500円以上 182,500円未満の世帯	全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり	35,930円	
	通信制の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり	12,630円	
5 所得割額*が 105,500円以上 264,500円未満かつ扶養される子が 3 人以上の世帯	専攻科に通う高校生等 1 人当たり		
6 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要な高校生等	所得割非課税世帯に扶養されている高校生等 1 人当たり	64,800円	
	所得割額*が105,500円未満の世帯に扶養されている高校生等 1 人当たり (所得割非課税世帯を除く)	21,600円	
	所得割額*が105,500円以上182,500円未満の世帯に扶養されている高校生等 1 人当たり ※高校生等	16,200円	
	所得割額*が105,500円以上264,500円未満の多子世帯に扶養されている高校生等 1 人当たり ※専攻科		

* … 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計等

別表 2 (私立の高校生等)

世帯区分	支給額		支給対象経費
1 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等	高等学校等に通う高校生等 1 人当たり	52,600円	授業料以外の教育に必要な経費
2 所得割非課税世帯に扶養されている高校生等 (1の場合は除く)	全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり	152,000円	
	通信制の高等学校等及び専攻科に通う高校生等 1 人当たり	52,100円	
3 所得割額*が105,500円未満の世帯 (2の場合は除く)	全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり	50,670円	
	通信制の高等学校等及び専攻科に通う高校生等 1 人当たり	17,370円	
4 所得割額*が105,500円以上182,500円未満の世帯	全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり	38,000円	
	通信制の高等学校等に通う高校生等 1 人当たり	13,030円	
5 所得割額*が105,500円以上264,500円未満かつ扶養される子が3人以上の世帯	専攻科に通う高校生等1人当たり		
6 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要な高校生等	所得割非課税世帯に扶養されている高校生等 1 人当たり	81,000円	
	所得割額*が105,500円未満の世帯に扶養されている高校生等 1 人当たり (所得割非課税世帯を除く)	27,000円	
	所得割額*が105,500円以上182,500円未満の世帯に扶養されている高校生等 1 人当たり ※高校生等	20,250円	
	所得割額*が105,500円以上264,500円未満の多子世帯に扶養されている高校生等 1 人当たり ※専攻科		

*…保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計等